

日出町教育大綱

令和4年4月 策定

1 策定の趣旨

教育大綱とは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、本町の教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、教育行政に関する目標や施策の根本となる方針を地方公共団体の長が「総合教育会議」の場において教育委員会と協議して定めるものです。

日出町教育大綱は、国の教育振興基本計画、第5次日出町総合計画（平成28年策定、令和3年改訂）や社会情勢の変化を踏まえて策定するものです。

2 対象期間

日出町教育大綱の対象期間は、第5次日出町総合計画の後期基本計画とあわせ、令和4年度から令和7年度までの4年間とします。

なお、社会情勢、教育を取り巻く環境の変化や施策の進捗状況等を勘案し、必要がある場合は、適時見直しをするものとします。

3 基本理念

自ら学び、主体的に行動し、たくましく生きる人を育てる

わが国では、教師や指導者主導の教育が中心の時代が長く続いてきましたが、近年は個人の自主性が尊重されるようになり、自らが主体的に学び育つことが求められるようになっていきます。

折しも、成人年齢が18歳に下がり、国民はより早い時期から権利が与えられ、義務を負うようになることから、社会がどんなに変化して予測困難になっても、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、それぞれに思い描く幸せを実現するとともに、社会に貢献できる人を育てます。

日出町では、学校教育の充実に加え、登下校時のあいさつ運動や地域住民による見守り活動の実践、地域行事や子ども会行事の開催・支援等を通して、家庭・地域・学校・行政が一体となり、将来の社会を担う子どもの健全な育成に取り組めます。

また、帆足萬里や脇蘭室といった偉人を輩出した文教のまちにふさわしい生涯学習・社会教育を振興するとともに、ふるさと（郷土）を誇りに思い愛着を持てるような学びの場・機会を創出することにより、次の世代を支える人を育てます。

4 基本方針

先に掲げた基本理念の実現に向け、教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、次の5つの「基本方針」を定めます。

基本方針1 子どもの生きる力を育む教育の充実

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期において、様々な体験や人とのかかわり等を通じて「生きる力」を育むため、教育環境・教育内容の充実に取り組み、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図ります。

また、小・中学校では、変化が激しく予測が困難な新しい時代において、自ら考え、自ら行動し、一人一人が思い描く幸せを実現するための「生きる力」を育む学校教育を推進します。

基本方針2 安全・安心、時代に対応した子どもの教育環境の充実

児童虐待や生活困窮、いじめや不登校等、子どもの家庭・生活、教育環境を取り巻く課題が複雑化・多様化するなか、迅速かつ適切な個別の対応を図りつつ、総合的な対応施策を講じるとともに、学校・幼稚園等の施設の管理、防犯・防災対策、衛生対策の充実に努め、子どもたちにとって安全で安心な教育環境の提供を推進します。

また、ICT教材の活用、外国語教育の充実、家庭・地域・学校が一体となった学校運営等、新しい時代の人づくりに向け、時代に対応した教育環境づくりを推進します。

基本方針3 生涯学習・社会教育の充実

人生 100 年時代^{※1}を迎えようとする中、年代を問わず生涯にわたって自ら学び、その成果を生活や地域に生かすことができる環境の整備に努め、生涯学習・社会教育の充実に努めるとともに、子どもたちの豊かな人間性・社会性を地域で育成する社会基盤づくりを推進します。

基本方針4 芸術・文化・スポーツの推進

豊かな芸術・文化を体感できる場、誰もが気軽にスポーツに参加できる場の創出や各種団体・愛好者の活動支援を通じ、心豊かに元気で暮らせるまちづくりを推進します。

また、郷土に対する愛着心を育み、郷土の歴史・伝統文化を後世に引き継ぐため文化財等を適切に保護するとともに、地域振興への活用を推進します。

基本方針5 人権を尊重する社会づくり

部落差別問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等に対する人権侵害問題のほか、DV問題、インターネットを通じた人権侵害、性の多様性(LGBTQ+、SOGIE^{※2}等)に関する差別問題等、近年の社会環境の変化により新たに社会問題化した人権侵害問題を正しく理解し、全ての人の権利や文化が尊重され、誰もが主役として輝ける「人権を尊重する社会づくり」を推進します。

5 施策の方向性

教育分野をはじめとする行政施策を町長部局・教育委員会部局が連携して総合的に推進するうえでの「施策の方向性」を5つの基本方針に応じて、以下のように定めます。

基本方針Ⅰ 子どもの生きる力を育む教育の充実

施策の方向性Ⅰ-Ⅰ 確かな学力の向上

- ☐ 基礎的・基本的な知識及び技能の習得と「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業の充実を図ります。
- ☐ 一人一台の端末配備等、ICTを効果的・継続的に活用した授業を推進します。
- ☐ 各種研修の充実や授業力向上アドバイザーによる指導、小学校教科担任制の推進等により、教員の授業力向上の取組を進めます。

施策の方向性Ⅰ-Ⅱ 豊かな人間性の育成

- ☐ 「考え、議論する道徳」の時間となる工夫や多様な体験活動の充実に努め、豊かな人間性や公德心、社会性を育みます。
- ☐ 生徒指導の3機能^{※3}を意識した授業展開や特別活動の工夫を図ります。

施策の方向性Ⅰ-Ⅲ 健康・体力づくりの推進

- ☐ 運動習慣の定着、運動量の確保と運動に対する愛好度を高めるため、学校教育全体を通じて体育的な活動の充実を図ります。
- ☐ 学校保健の充実、学校給食を活用した食育を推進するとともに、家庭や地域と連携し、望ましい生活習慣の形成を図ります。

施策の方向性Ⅰ-Ⅳ 調和のとれた心や体を育む幼稚園教育の充実

- ☐ 幼稚園での遊びや生活を充実させ、調和のとれた心や体を育むための質の高い教育・保育の総合的な提供に努めます。
- ☐ 小学校への円滑な接続を図るため、幼稚園、子ども園・保育園、小学校の更なる連携強化に努めます。

基本方針2 安全・安心、時代に対応した子どもの教育環境の充実

施策の方向性2-1 子どもの学びの保障

- 教育的支援を要する児童・生徒に対して個別の指導計画や教育支援計画を策定し、一人一人の状況や特性等を考慮したきめ細やかな対応に努めます。
- いじめ・不登校等の未然防止及び早期発見・対応に向け、学校・教育委員会における相談・支援体制の充実、教職員の共通理解・早期対応力の向上、関係機関との連携強化を推進します。
- 経済環境や家庭環境により十分な教育を受けられない子どもの早期発見及び対応に努め、就学援助や関係行政機関への引継ぎ等、学校（教育委員会）に限らず、必要な支援・相談体制の充実を推進します。

施策の方向性2-2 安全・安心な教育環境の確保

- 園児・児童・生徒の安全な学校・幼稚園等での生活を守るため、学校・幼稚園等の施設の適正な維持管理を推進します。
- 防災等の各種安全教育の充実を図るとともに、危機管理マニュアルや学校安全計画の周知徹底等により、事前の危機管理や発生時の初期対応、再発防止に努め、園児・児童・生徒の安全の確保を推進します。
- 新型コロナウイルス感染症対策をはじめとする衛生対策について、園児・児童・生徒・教職員及び来校者への徹底を図るとともに、教育活動、学校・幼稚園等の施設における衛生対策の更なる充実を図ります。

施策の方向性2-3 時代に対応した教育環境の整備

- 超スマート社会（Society5.0※4）に対応するGIGAスクール構想の充実に向け、デジタル教科書やICT機器といった教育設備の整備・活用とリテラシー教育を含めた教育内容の充実を推進します。
- 英語専科教員やALT（Assistant Language Teacher（外国語指導助手））を活用し、授業や研修を通して、外国語授業の充実と教員の指導力向上を図ります。
- 人口減少社会の進行とともに「地域」との共生感の希薄化が進む中、地域に開かれた幼稚園・学校となるよう、園・学校公開の実施や園・学校だよりの配布等、地域とともにある幼稚園・学校づくりを推進します。

基本方針3 生涯学習・社会教育の充実

施策の方向性3-1 生涯学習社会の実現と社会教育基盤の整備

- 公民館が核となり、地域住民が話し合い、地域課題を明らかにし解決に取り組んでいくための「学びの場」を推進します。
- 住民の主体的参画を促すため、社会の変化に対応した教室・講座の充実に図るとともに、個々や団体の学習活動の支援を推進します。
- あらゆる世代の交流拠点としての役割をもつ町立図書館の蔵書・機能の充実に努めるとともに、地域課題解決に資する講座の開設等、「文教のまち」にふさわしいより実践的な知的サービスを推進します。

施策の方向性3-2 地域における子どもの健全育成

- 放課後子ども教室や体験教室等の公民館事業や地域活動等を通じて、社会全体による子どもの健全育成を推進します。
- 住民との多世代交流を通じて、地域の歴史や文化、産業等について理解を深める活動を推進します。

基本方針4 芸術・文化・スポーツの推進

施策の方向性4-1 文化・芸術の振興

- 文化協会・文化団体の活動を支援するとともに、文化・芸術活動意識の高揚に資する文化・芸術に触れ合う機会や活動成果の発表機会の創出・提供を推進します。
- 現在まで引き継がれてきた伝統芸能・文化を次の世代に継承する地域や活動を支援するとともに、伝統芸能・文化を通じた町・郷土への愛着心づくりを推進します。

施策の方向性4-2 歴史文化遺産を活かしたまちづくり

- 歴史文化遺産を適切に保存するとともに歴史資料館による展示や効果的なPRにより、歴史文化の継承意識と郷土愛・郷土への関心度の高揚を図ります。
- 歴史文化遺産やその時代背景・これまでの歩みを単に史料として学校教育・社会教育に活用するだけでなく、現在の町の施策と融合させ、観光振興等への活用を推進します。

施策の方向性4-3 スポーツの振興

- 年齢・世代、障がいの有無等にかかわらず、誰もがスポーツに親しみ、気軽に参加できる環境づくりを推進します。

- 生涯スポーツの入口となる初心者向けや軽スポーツの教室等の充実、スポーツ少年団の活動支援とともに、競技スポーツ選手の活動支援やその指導者育成の充実を図り、スポーツの振興を推進します。

基本方針5 人権を尊重する社会づくり

施策の方向性5-1 人権教育・人権啓発の推進

- 社会教育・学校教育の場において、人権について正しく理解したうえでその問題を自らのものとし、偏見や差別のない人権尊重意識を育む人権教育を推進します。
- 学校、家庭、地域、職場等、あらゆる場所で人権が尊重され、一人一人がかかけがえのない大切な存在であることを意識しあえる町となるよう人権に関する広報・啓発を推進します。

※用語解説

1 人生１００年時代

今後迎えようとしている超長寿社会のこと。ある海外の研究による「日本では、2007 年に生まれた子供の半数が 107 歳より長く生きる」との推計から人生１００年時代とされています。

2 LGBTQ+、SOGIE

LGBTQ+とは、セクシュアルマイノリティ（性的少数者）を表す言葉。Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人）、Queer や Questioning（クイアやクエスチョニング）の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティ（性的少数者）を表す総称のひとつ。最後に「+」がついているのは、性はとても多様であり、上記以外にもたくさんの性のあり方があることから、包括的な意味を持たせるため。

SOGIE（ソジー）とは、性的指向（Sexual Orientation）、性自認（Gender Identity）、ジェンダー表現（Gender Expression）の頭文字を組み合わせた性の多様性を表す際に使われる用語。LGBTQ+だけでなくだれもが持っている性の要素であり、これらの要素の組み合わせで性のあり方が決まる、と考えることができます。

3 生徒指導の３機能

生徒指導は、一人一人の児童生徒の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現ができるような資質・態度を形成していくための指導・援助であり、個々の児童生徒の自己指導能力の育成を目指すものです。そのために、日々の教育活動においては、①児童生徒に自己存在感を与えること、②共感的な人間関係を育成すること、③自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助することの３点に特に留意することが求められています。

（文部科学省「生徒指導提要」（平成２２年３月）より抜粋）

4 Society5.0

デジタル化が進んだ社会像として、内閣府の第５期科学技術基本計画において、我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱されたもの。これまでの①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、人類史上５番目の新しい社会を指す。生産・流通・販売、健康・医療、金融、公共サービス等の幅広い産業構造、人々の働き方、ライフスタイル等、社会活動に大きな変化が生じると予測されています。